



参考資料 3

政 委 第 15 号
平成 25 年 5 月 20 日

内閣府独立行政法人評価委員会

委員長 山 本 豊 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

独立行政法人評価分科会

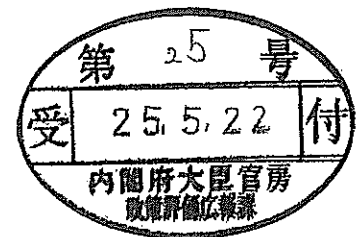
分科会長 宮 内 丞



「平成 24 年度業務実績評価の具体的取組について」の送付について

今般、当分科会では、平成 24 年度の業務実績に関する二次評価に当たって特に留意すべき事項等について、別添のとおり「平成 24 年度業務実績評価の具体的取組について」を取りまとめましたので、参考までに送付いたします。

当分科会としては、上記「具体的取組について」に沿って、平成 24 年度の業務実績評価を行うこととしておりますので、御承知おき願います。



平成24年度業務実績評価の具体的取組について

平成25年 5月20日

政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

平成24年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する二次評価については、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。））に沿って行うこととするが、今般、これまでの取組等を踏まえ、二次評価に係る作業を一層効果的、効率的に行うものとし、具体的な取組に当たって、特に留意すべき事項、統一すべき事項等については、以下によるものとする。

1. 二次評価において重点的にチェックする事項（重点事項）

（1）対象

従来は、法人の管理運営に関する事項（保有資産、内部統制等）について重点化を図りつつ、法人の各業務については網羅的にチェックしてきたところであるが、平成24年度業務実績の二次評価においては、次の業務等に係る一次評価結果について重点的にチェックすることとし（①及び②の選定については別紙1、①の業務を行う法人については別紙2参照）、（2）に掲げる観点に特に留意して行う。

① 業務類型関係

○ 人材育成業務

個別法に基づき、所掌する業務として行う教育、訓練、研修等（法人の職員に対して行うものを除く。）

○ 検査・試験・評価等業務

個別法に基づき、所掌する業務として行う専門的な検査、試験、評価等

② 管理運営等関係

○ 内部統制

法人にとって優先的に対応すべき重要な課題（リスク）の把握及び対応状況

○ 保有資産

法人の保有する宿舍及び職員の福利厚生を目的とした施設に係る見直し状

況

③ 当委員会の指摘関係

(2) に記載する勧告の方向性及び二次評価における指摘事項

(2) 具体的な観点

重点事項に係る二次評価を行うに当たっては、

- ・ 人材育成業務及び検査・試験・評価等業務については①、②、③及び④
- ・ 内部統制については①
- ・ 保有資産については①及び④
- ・ 当委員会の指摘については①

に掲げる観点に特に留意する。

① 重点事項別の観点

○ 人材育成業務

- ・ 関連業界、受講者等のニーズの変化を踏まえた取組について、関連業界への就職状況、類似機関の動向、定員充足率等を踏まえた具体的な取組状況を明らかにした上で評価を行っているか。
- ・ 関連業界への就職率、資格取得割合、修了後の活動状況等、業務の成果・効果を客観的かつ具体的に表す指標やそれに対応した実績を明らかにした上で評価を行っているか。
- ・ 業務の効率化について、教材作成作業等の効率化、研修施設の有効活用、施設管理業務の民間委託等の取組状況を明らかにした上で評価を行っているか。
- ・ 受益者負担の妥当性・合理性について、負担額やコストとの関連性等を明らかにした上で評価を行っているか。

○ 検査・試験・評価等業務

- ・ 標準処理期間の設定、処理日数の縮減、手続の電子化等、利用者の利便性向上に向けた取組状況を明らかにした上で評価を行っているか。
- ・ 業務の効率化について、検査マニュアルの見直し、関係機関との連携、定型的検査の民間委託等の取組状況を明らかにした上で評価を行っているか。
- ・ 受益者負担の妥当性・合理性について、負担額やコストとの関連性等を明らかにした上で評価を行っているか。

○ 内部統制

- ・ 法人のミッション達成を阻害する課題（リスク）（注）のうち、法人にとって優先的に対応すべき重要な課題が何であることを明らかにした上で、そ

れへの対応状況の評価を行っているか。

(注) 課題(リスク)としては、例えば、経済市況の変動による運用成績の悪化、人材の流出等による事業実施の困難化、利用者や取引先の不正による損害、自然災害による人的・物的被害の発生等が考えられる。

○ 保有資産

- ・ 「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定。以下「見直し実施計画」という。)を踏まえた見直しの実施状況を明らかにした上で評価を行っているか。
- ・ 見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設について、法人の自主的な保有の見直し及び有効活用の取組状況を明らかにした上で評価を行っているか。

○ 当委員会の指摘

- ・ 「平成23年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成23年12月9日政委第27号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)及び「平成23年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」(平成25年1月21日政委第7号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)における指摘事項を踏まえた評価を行っているか。

② 実績の把握・分析状況に係る観点

- ・ 「取組(改善、検討等)を行った」との記載にとどまらず、具体的な内容、効果等を明らかにした上で評価を行っているか。
- ・ 設定された指標の達成状況について、法人の取組や外部要因との関係性を明らかにした上で評価を行っているか。
- ・ 前年度から大きく変動した業務実績について、その要因を明らかにした上で評価を行っているか。
- ・ 複数の区分、項目、コース等に分かれる業務等について、個別の実績を明らかにした上で評価を行っているか。
- ・ 複数の施設、事務所等において行われる業務等について、個別の実績を明らかにした上で評価を行っているか。

③ 評価の妥当性・明確性に係る観点

- ・ 法人の業務等の取組状況にとどまらず、取組による成果・効果を明らかにした上で評価を行っているか。

- ・ 単年度の業務実績にとどまらず、中期目標期間中に目標を達成することを念頭に置いた評価を行っているか。
- ・ 過去の評価結果との整合性を確保した評価を行っているか。
- ・ 目標を達成していない業務等について、改善方策を示すことなどにより、業務運営の改善を促す評価を行っているか。

④ 過去の指摘等の反映状況に係る観点

- ・ 当委員会の累次の指摘や政府方針、会計検査院等において取り組むべきとされた事項について、その進捗状況を明らかにした上で評価を行っているか。

2. 点検事項

1の重点事項以外の一次評価結果を点検事項とし、次の観点に特に留意する。

- ・ 中期目標等に記載されたすべての業務等について、その達成状況を把握するための指標を明らかにした上で評価を行っているか。
- ・ 中期目標等に記載されたすべての業務等について、その実施状況を明らかにした上で評価を行っているか。
- ・ 目標を達成していない業務等について、その要因等を明らかにした上で評価を行っているか。
- ・ 評価項目中のすべての業務実績について、評価結果との関係性を明らかにした上で評価を行っているか。

1. 業務類型関係

法人の業務を類型化し、各年度おおむね2～3程度の業務をローテーションにより選定する。

平成24年度業務実績評価において 対象とする業務	平成25年度以降の業務実績評価において 対象とすることを検討する業務
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人材育成 ○ 検査・試験・評価等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査・研究開発 ○ 建設・管理・運営 ○ 融資・債務保証・共済等 ○ 助成・振興 ○ 国際協力等 ○ その他

2. 管理運営等関係

法人の管理運営に関する事項や、政府方針で対応が必要とされた事項等につき、行政を取り巻く情勢を踏まえつつ、各年度おおむね2～3程度の事項を選定する。

平成24年度業務実績評価において 対象とする事項	平成25年度以降の業務実績評価において 対象とすることを検討する事項
<ul style="list-style-type: none"> ○ 内部統制 重要な課題（リスク）の把握・対応 ○ 保有資産 宿舎及び福利厚生施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内部統制 コンプライアンス体制、情報管理体制、監事監査の補助体制、監事との連携等 ○ 保有資産 金融資産、知的財産等 ○ 契約 関連法人との契約、一者応札等 ○ 財務改善・効率化 運営費交付金、債権回収、資金調達、欠損金解消、自己収入の確保等 ○ 情報公開

(別紙2)

対象とする業務を行う法人

○ 人材育成業務

個別法において、人材の育成又は養成、学校の運営、教育、学理等の教授、訓練、研修、講習、教習及び学習の機会の提供を業務として行うこととされている法人

内閣府	国立公文書館
	北方領土問題対策協会
外務省	国際協力機構
財務省	酒類総合研究所
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所
	国立青少年教育振興機構
	国立女性教育会館
	国立科学博物館
	物質・材料研究機構
	防災科学技術研究所
	放射線医学総合研究所
	国立美術館
	国立文化財機構
	教員研修センター
	理化学研究所
	宇宙航空研究開発機構
	日本スポーツ振興センター
	日本芸術文化振興会
	日本学生支援機構
	海洋研究開発機構
	国立高等専門学校機構
国立大学財務・経営センター	
日本原子力研究開発機構	
厚生労働省	高齢・障害・求職者雇用支援機構
	福祉医療機構
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
	労働政策研究・研修機構
	労働者健康福祉機構
	国立病院機構
	国立がん研究センター

	国立循環器病研究センター
	国立精神・神経医療研究センター
	国立国際医療研究センター
	国立成育医療研究センター
	国立長寿医療研究センター
農林水産省	農林水産消費安全技術センター
	家畜改良センター
	水産大学校
	農業・食品産業技術総合研究機構
	農業生物資源研究所
	農業環境技術研究所
	国際農林水産業研究センター
	森林総合研究所
	水産総合研究センター
経済産業省	工業所有権情報・研修館
	産業技術総合研究所
	新エネルギー・産業技術総合開発機構
	情報処理推進機構
	中小企業基盤整備機構
国土交通省	建築研究所
	航海訓練所
	海技教育機構
	航空大学校
	国際観光振興機構
	水資源機構
	自動車事故対策機構
	海上災害防止センター
環境省	環境再生保全機構
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構

○ 検査・試験・評価等業務

個別法において、検査、検証、証明、審査、診断、鑑定、試験（研究に伴うものを除く。）、検定、認定、認証及び評価を業務として行うこととされている法人

総務省	情報通信研究機構
財務省	酒類総合研究所

	造幣局
文部科学省	大学入試センター
	放射線医学総合研究所
	日本学術振興会
	日本学生支援機構
	大学評価・学位授与機構
	日本原子力研究開発機構
厚生労働省	国立健康・栄養研究所
	労働安全衛生総合研究所
	高齢・障害・求職者雇用支援機構
	福祉医療機構
	医薬品医療機器総合機構
農林水産省	農林水産消費安全技術センター
	種苗管理センター
	家畜改良センター
	農業・食品産業技術総合研究機構
	農業生物資源研究所
	農業環境技術研究所
	国際農林水産業研究センター
	森林総合研究所
	水産総合研究センター
経済産業省	産業技術総合研究所
	製品評価技術基盤機構
	情報処理推進機構
国土交通省	土木研究所
	建築研究所
	交通安全環境研究所
	自動車検査
	国際観光振興機構
	自動車事故対策機構
環境省	環境再生保全機構
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構